

鈴鹿市消防本部訓令第2号

消 防 本 部  
消 防 署

鈴鹿市火災予防査察規程の運用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年4月24日

鈴鹿市消防長 橋 本 靖 彦

鈴鹿市火災予防査察規程の運用に関する規程の一部を改正する訓令

鈴鹿市火災予防査察規程の運用に関する規程(令和6年鈴鹿市消防本部訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後				改 正 前			
(重大違反对象物の報告)				(重大違反对象物の報告)			
第7条 予防課長等は、 <u>査察規程第10条第2号</u> の重大違反对象物を確認したときは、速やかに消防長等に報告しなければならない。				第7条 予防課長等は、 <u>査察規程第10条第3項第2号</u> の重大違反对象物を確認したときは、速やかに消防長等に報告しなければならない。			
別表 (第4条～第6条関係)				別表 (第4条～第6条関係)			
査察の区分	査察対象物の範囲	立入件検査の実施期間	査察員	査察の区分	査察対象物の範囲	立入件検査の実施期間	査察員
特種	<u>(1) 医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査が必</u>	<u>1年</u>	<u>本部査察員</u>				

	要な防火対象物		
	(2) <u>法第36条第1項において準用する政令第46条に規定する防火対象物</u>	2年	
第1種	(1) 特定防火対象物のうち、延べ面積が1,500㎡以上のもの (2) 消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「政令」という。)第4条の2の2に規定する防火対象物 (3) 政令別表第1(2)項、(5)項イ及び(6)項ロに掲げる防火対象物	2年	本部 査察員 署査察員
略	略	略	略
第A種	危険物保安監督者の選任を必要とする危険物施設	2年	本部 査察員
略	略	略	

備考

第1種	(1) 特定防火対象物のうち、延べ面積が1,500㎡以上のもの (2) 消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「政令」という。)第4条の2の2に規定する防火対象物 (3) 政令別表第1(2)項、(5)項イ及び(6)項ロに掲げる防火対象物 (4) <u>法第36条第1項において準用する政令第46条に規定する防火対象物</u>	2年	本部 査察員
略	略	略	略
第A種	危険物保安監督者の選任義務を有する危険物施設	2年	本部 査察員
略	略	略	

備考

1・2 略

1・2 略

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。